

5. 廃止届

事業を廃止した場合、又は届出が必要な取扱品目を業務上取り扱わないこととなった場合には、届出を行います。

【必要な書類等】

- ①廃止届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の(2) P. 37 参照)

<留意事項>

廃止届の場合、届出者が死亡（個人）若しくは解散（法人）したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行って下さい。（破産管財人、存続法人等を証明する書類を提示してください。）

別記第 19 号様式の(2) (第 18 条関係)

廃 止 届

事 業 場	種 類	令第 41 条第 号に規定する事業	①
	名 称		②
	所 在 地		③
取 扱 品 目			④
廃 止 年 月 日		年 月 日	⑤
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、数量 及び保管又は処理の方法			⑥
備 考		TEL : FAX :	⑦

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

⑧

(あて先)
高 槻 市 長

【記載上の留意事項（廃止届）】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業 : 「令第 41 条第 1 号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業 : 「令第 41 条第 2 号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業 : 「令第 41 条第 3 号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業 : 「令第 41 条第 4 号に規定する事業」と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第 42 条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱う品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

⑤廃止年月日

- ・事業を廃止した年月日、又は⑤の取扱品目を業務上取り扱わないこととなった年月日を記載すること。

⑥廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法

- ・所有する毒物又は劇物の品目が在る場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法を記載すること。
- ・所有する毒物又は劇物の品目が無い場合は「なし」と記載すること。

⑦備考

- ・廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載すること。

⑧届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。